

『子ども手当』についてのお知らせ

4月から子ども手当制度がはじまりました

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3000円を親などに支給する制度です。(詳しくは、下段「子ども手当の概要」をご参照ください)

今後の手続きなどについては次のとおり予定しておりますので、ご確認願います。

なお、手続きが必要なかたにつきましては、4月下旬ごろに通知させていただく予定です。その通知に基づいて申請ください。該当するかたで、通知が届かない場合にはお知らせください。

今後の手続き

①【児童手当を受給されていたかた】

本年3月まで児童手当を受給されているかたは、基本的に、児童手当の支給対象児童について手続きは必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と中学3年生)がいる場合は、「子ども手当額改定認定請求書」により申請手続きが必要です。また、住所を変更するかたは、転居先の市町村で手続きが必要となりますので、転居先の市町村にお問い合わせください。

②【児童手当を受給されていないかた】

本年3月まで児童手当を受給されていないかたで、子ども手当の支給の対象となる中学校修了前までの子どもを養育されているかたが子ども手当の支給を受けるためには、「子ども手当認定請求書」により申請手続きが必要となります。

その他留意事項

◇①②の申請を受けた後、受給資格等を確認のうえ、認定通知書を送付します。

◇手当の支払いは、原則として口座振り込みとなります。

◇手当の最初の支払いは本年6月となっております。6月に手当の支給を受けるためには、5月25日(火)までに申請していただくこととなります。

◇その後も申請は可能ですが、本年4月分からの子ども手当を受給するためには、平成22年9月30日までの申請が必要となりますので、ご注意ください。

◇公務員のかたは勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

※ご不明な点などはお問い合わせください。

■問い合わせ

健康福祉課子育て支援係
(☎86-0212)

子ども手当の概要

■支給対象となる子ども

・満15歳以後の最初の3月31日までの子ども
※児童手当制度は、小学校修了前の子どもが対象となっており、親等に所得制限がありました。子ども手当は中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限もありません。

■手当の額

・月額1万3000円

■手当の支払い

・手当の支払期月は、6・10・2月であり、前月分までの手当を支払います。
(本年6月は4・5月の2カ月分の支払いとなり、10月以降は4カ月分の支払いとなります。)

(注意)

- 子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同一にする父又は母などです。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持するかたとなります。
- 子ども手当制度の開始に伴い、4月以降、原則として児童手当は支給されませんが、児童手当の受給資格者については、本年6月に限り、子ども手当とは

別に平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支給されます。

子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給されたかたは、その趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。子どもの将来の夢は何ですか？

子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますようお願いいたします。(子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますようお願いいたします。)

子ども手当の寄附について

子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これを町に寄附して、子ども・子育て支援の事業のために活かしてほしいというかたには、寄附を行うことができる手続きもありますので、ご関心のかたは、お問い合わせください。

